

みんなで考える自治基本条例 2 0 2 2

日時:令和4年10月2日(日)13:00～16:30

場所:石狩市役所本庁舎4階401・402会議室

主催:石狩市 企画経済部 企画課



この事業はサマージャンボ宝くじの収益金を活用して実施しています。

本日のプログラム

13:00	—	1. 開会のあいさつ
13:05	—	2. プログラム紹介
13:10	—	3. 「自治基本条例」に関する基調講演
13:55	—	休憩(10分)
14:05	—	4. 情報提供(15分)
14:20	—	5. ワークショップの進め方について(5分)
14:25	—	6. ワークショップ (90分)
		・レーダーチャートを用いての自己分析 (20分)
		・理想とする石狩のまちの姿を考える (50分)
		・協働によるまちづくりから条例を振り返る (20分)
15:55	—	7. 各グループから発表
16:15	—	8. まとめ
16:25	—	9. 閉会のあいさつ

基調講演

【講師】 佐藤克廣教授
(北海学園大学教授、石狩市自治基本条例懇話会会長)

情報提供

「自治基本条例」とは？

石狩市では、市民が主役のまちづくりを目指すために、石狩市のあるべき姿やまちづくりの決まり事、市民、議会、市などの役割などを定めた「自治体運営のルール」である石狩市自治基本条例を平成20年4月1日に施行しました。

自分たちのまちをより良くするための基本になる基本
“まちの憲法”

条例ができた背景

時代の移り変わりに応じて常に市民の意識にあった条例であるために、条例に基づき5年を超えない期間ごとに見直しと検討を行っています。

石狩市を取り巻く環境の変化

- ① 地方分権の進展 …… 自治体の責任で決める時代
- ② 地域課題の複雑化・多様化 …… 市・市民・企業・団体が協働で取組む
- ③ 3市村合併 …… 共通の目標やまちづくりのルール化

2012年（平成24年度）

社会情勢の変化等に適合したものか、有効性が保たれているか検討



2017年（平成29年度） 条例施行から10年目

- 社会情勢の変化等に適合したものかどうかについて再度検討
- 「石狩市自治基本条例懇話会」において見直し等について検討



2022年（令和4年度）の検討

みんなで考える自治基本条例2022ワークショップの目的

みんなで考える自治基本条例2022ワークショップでは、石狩市自治基本条例についてみんなで学び、本条例やまちづくりについて考えたご意見を石狩市自治基本条例懇話会での参考にさせていただくことを目的として行います。

石狩市自治基本条例懇話会

ワークショップ開催

市民の意見を収集・反映

市へ検証結果を報告

条例に書かれていること

石狩市自治基本条例の目的は、
「市民自治によるまちづくりの実現」=『みんなで進めるまちづくり』

前文

第1章 総則

第2章 市民

第3章 議会及び議員

第4章 執行機関及び職員

第5章 行政運営の原則

第6章 協働によるまちづくりの推進

第7章 他の自治体等との連携協力

第8章 条例の見直し

めざすまちをつくるには

まちづくりの基本原則

協働

市民が主役となり、市民と市、市民同士の協働で進めます

情報共有

まちづくり活動の背景や目的を共有し、透明性を高め共感を広げます

持続可能性の確保 未来の市民への責任を自覚し、将来も持続できるまちづくりを進めます

まちづくりは地域みんなで！

「協働の関係」

同じ目的（理想とする石狩のまちをつくる）のために対等の立場（市民＝議会・議員＝行政）で協力して共に働くこと

地域みんなで市民自治を進めるための大切な3つの要素

知る

第2章 市民(市民の権利第5条)

市民は、市政に関する情報を知り、及び市政に関する説明を求めることができる。
石狩市市民自治条例より抜粋

現在のまちの状況や課題を知らないと、まちづくりについて考え、話し合い、活動することもできません。
情報を共有することが、市民自治によるまちづくりを進めるための第一歩です。

意見をする

第2章 市民(市民の権利第5条)

市民は、石狩市内において、安全で安心して生活し、又は活動する環境を求めることができる。

あなたの意見を市政に届けることも市民自治の一つです。

活動をする

第2章 市民(市民の責務第6条)

市民は、まちづくりの主体として、その役割を自覚するとともに、互いを尊重しつつ、協働によるまちづくりに参加するよう努めるものとする。

町内会をはじめ地域にある多くの団体がまちづくり活動をしています。
それらに参加し、活動することで市民自治につながります。

知る

まちづくりに関する情報を入手します。

第2章 市民(市民の権利第5条)市民は、市政に関する情報を知り、及び市政に関する説明を求めることができる。

①広報いしかりやパンフレットなど

- ・ 毎月発行される広報いしかりや各地域のお知らせ、パンフレットなど

②石狩市ホームページやSNS (Facebook、LINEなど)

- ・ 市の現状や課題、制度・事業・計画についてホームページやSNSなどで公開しています。

③タウンミーティングや講座

- ・ 市の職員が出向き、市の仕事やまちづくりについてわかりやすく説明します。



市民カレッジ
まちの先生企画講座2「石狩の海で拾える宝石～メノウを知ろう」



まちづくり出前講座
ニュースポーツ体験『カローリング』

意見をする

様々な場面を活用してあなたの意見を届けます。

第2章 市民(市民の権利第5条)市民は、石狩市内において、安全で安心して生活し、又は活動する環境を求めることができる。

①アンケート

- ・ 市政に関してアンケートに答えてもらいます。

②パブリックコメント

- ・ 計画や条例の最終案を作る前に、事前に公表し、市民の皆さんに意見を聴くことをいいます。

③全市的なテーマのワークショップ

- ・ ワークショップで行政や施策などに理解を深めてもらいながら、意見などを出してもらいます。

④審議会・委員会への参加(公募委員)

- ・ 審議会は、市からの意見を求められた事項を調査・審査し、それに対する意見を述べる機関です。



みんなで考える条例ワークショップ



自治懇話会

活動をする

地域の町内会活動など身近なまちづくり活動への参加やNPO活動などで参加する方法もあります。

第2章 市民(市民の責務第6条)

市民は、まちづくりの主体として、その役割を自覚するとともに、互いを尊重しつつ、協働によるまちづくりに参加するよう努めるものとする。

①町内会活動

②身近なまちづくりへの参加

(地域レベルのワークショップ)

③NPO活動

④PTA活動

⑤ボランティア活動



市民カレッジ 通いの場



石狩市市民活動情報センター
ぽぽらーと



特定非営利活動法人
こども・コムステーション
いしかり

◆ワークショップテーマ

理想とする石狩のまちの姿を考える

◆設定背景

市民自治の推進は、市のまちづくりにおいて大切な視点…しかし、まちをよくするためには、市役所や議会はもちろんですが、市民や団体、企業などそれぞれの役割をみんなで確認し合って取り組んでいくことが必要！

⇒ワークショップを通じ、今後のヒントやアイデアなどを、皆さまから頂戴したいと考えています。

あなたの「協働ポイント」をチェック！

知る

意見をする

活動をする

はじめに

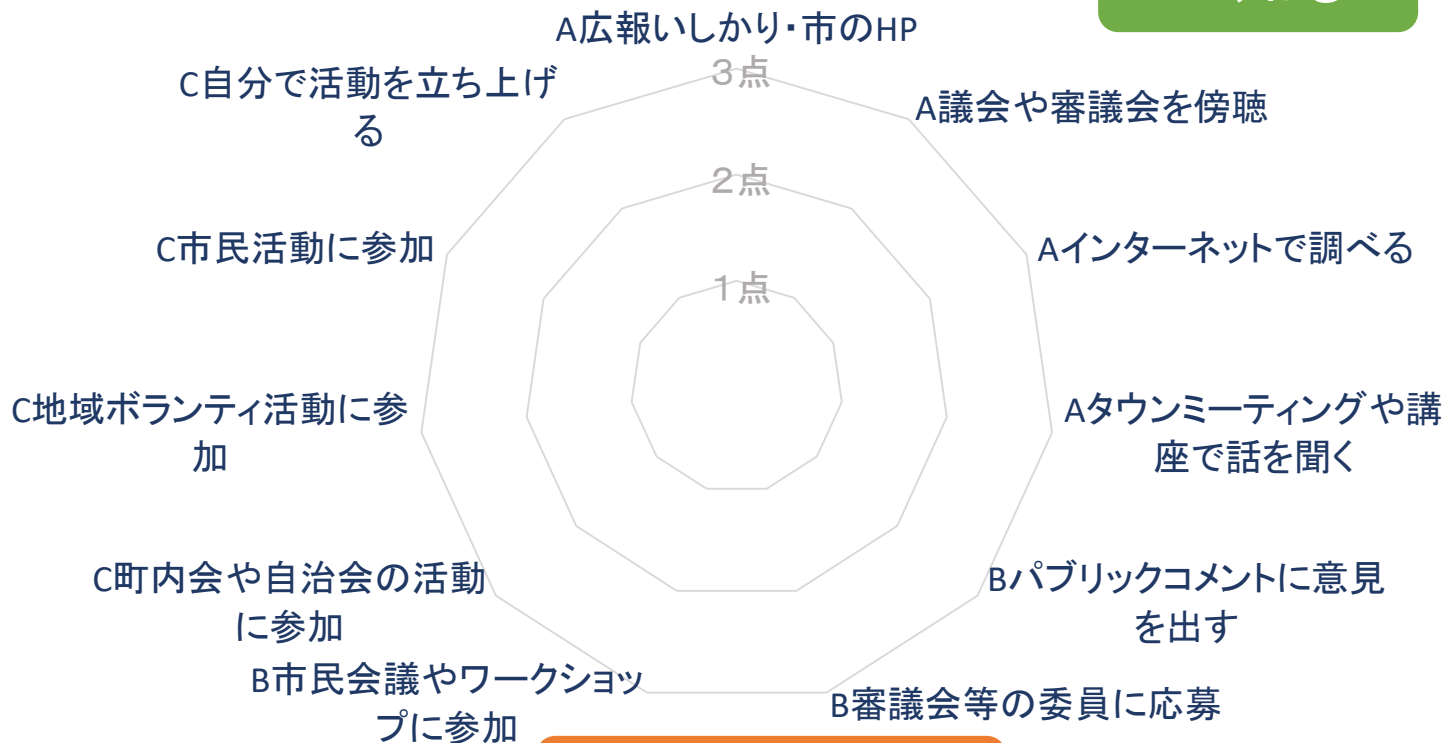
①普段の生活の中で、行っている項目をチェック！

②グループ内で、どんな傾向が見える話し合ってください。

- みんなの意識が高いところは？
- 努力が必要なところは？

A 知る

C 活動する



B 意見する

1 理想とする石狩のまちの姿を考える

まちづくりは地域みんなで考えていくことが大切です

①理想とするまちの姿をイメージしてみましょう。

②どのような人がどのような方法で取り組むシーンをイメージされますか。

③そのために必要な手立てはどんなことでしょうか？



	市民 (住民・学生・子ども・事業者・団体)	議会・議員	市役所	理想のまち
知る				
意見 する				
活動 する				

2 協働によるまちづくりから条例を振り返る

- ・石狩市自治基本条例の目的は、
「市民自治によるまちづくりの実現」=『みんなで進めるまちづくり』
- ・この目的を達成するために、再び条例を見直してみよう

前文

第1章 総則

第2章 市民

第3章 議会及び議員

第4章 執行機関及び職員

第5章 行政運営の原則

第6章 協働によるまちづくりの推進

第7章 他の自治体等との連携協力

第8章 条例の見直し

- 皆様のご意見をこちらに記載してください。
- そのご意見をもとに、グループで情報共有を行います。

	感 想	意 見
石狩市 自治基本条 例について		